九　所在市町村　発電用施設等が設置され、又は設置が見込まれる地点をその区域内に含む市町村

十　隣接市町村　所在市町村に隣接する市町村であって、発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するものとして、次条各号に掲げる措置が必要と認められる市町村

十一　隣々接市町村　隣接市町村に隣接する市町村（所在市町村を除く。）であって、発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するものとして、次条各号に掲げる措置が特に必要と認められる市町村

十二　発電用施設等所在等市町村　所在市町村、隣接市町村又は隣々接市町村

十三　原子力発電供用施設所在市町村　原子力発電供用施設が設置され、又は設置が見込まれる地点をその区域内に含む市町村

十四　原子力発電供用施設隣接市町村　原子力発電供用施設所在市町村に隣接する市町村であって、原子力発電供用施設の設置及び運転の円滑化に資するものとして次条各号に掲げる措置が必要と認められる市町村

十五　原子力発電供用施設隣々接市町村　原子力発電供用施設隣接市町村に隣接する市町村（原子力発電供用施設所在市町村は除く。）であって、原子力発電供用施設の設置及び運転の円滑化に資するものとして、次条各号に掲げる措置が特に必要と認められる市町村

十六　原子力発電供用施設所在等市町村　原子力発電供用施設所在市町村、原子力発電供用施設隣接市町村又は原子力発電供用施設隣々接市町村

十七　水力発電施設周辺市町村　対象水力発電施設（使用が開始された日から第十七条の規定により第十二条に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この号において「申請年度」という。）の前会計年度の末日までの期間が十五年を超える水力発電施設をいう。以下同じ。）がその区域内において設置されている市町村、これに隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村（市町村合併（地方自治法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第四号）第二条の施行の日（平成十四年三月三十一日）以降に二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴う市町村合併をいう。以下同じ。）の日以前に当該施設の着工が確実になった場合にあっては、合併前の市町村の区域を市町村とする。）であって、次のイ及びロに該当する市町村

イ　申請年度において、その区域に含まれる特定区分施設等（別表第二に掲げるものをいう。以下同じ。）であって対象水力発電施設に係るものの評価出力（別表第三の上欄に掲げる特定区分施設等の設置の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる出力をいう。以下第十二条において同じ。）の合計が千キロワット以上である市町村

ロ　申請年度において、その区域に含まれる特定区分施設等であって対象水力発電施設に係るものの基準発電電力量（別表第三の上欄に掲げる特定区分施設等の設置の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる電力量をいう。以下第十二条において同じ。）の合計が五百万キロワット時以上である市町村

十八　所在都道府県　所在市町村をその区域に含む都道府県

十九　原子力発電供用施設所在等都道府県　原子力発電供用施設所在等市町村をその区域に含む都道府県

（交付の対象）

第三条　主務大臣は、必要と認める場合は、予算の範囲内において、発電用施設等所在等市町村若しくは当該市町村をその区域内に含む都道府県又は整備法施行令第八条第二項に掲げる者に対し、次の各号に掲げる措置の区分ごとに行う事業に要する経費（水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村が行う措置の区分ごとに行う事業に要する経費について当該市町村をその区域に含む都道府県が行う第十二条に規定する交付限度額に係る交付金の交付に要する経費を含む。）の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。なお、当該交付金の交付の対象となる事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が充てられる事業の一部に、収益が生ずる可能性があると認められる事業が含まれる場合には、交付の目的に照らして適当と認められる場合に限り交付金を交付するものとする。

一　地域振興計画作成等措置（地域の振興に関する計画の作成又は発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資する知識の普及等に係る措置をいう。以下同じ。）

二　発電用施設温排水有効利用措置（原子力発電施設、地熱発電施設又は火力発電施設から排出される温水の有効な利用方法の実施に関する調査に係る措置をいう。以下同じ。）

三　発電用施設温排水有効利用実証調査等措置（原子力発電施設、地熱発電施設又は火力発電施設から排出される温水の有効な利用に関する実証調査、研修、広報、試験研究の実施又は計画の策定に係る措置をいう。以下同じ。）

四　発電用施設温排水影響事業支援措置（原子力発電施設、地熱発電施設又は火力発電施設の設置が見込まれる地点の周辺地域において行われる種苗生産、飼料供給、研修、試験研究その他の温排水の影響を受ける事業に係る支援措置をいう。以下同じ。）

五　発電用施設温排水等有効利用施設整備等措置（原子力発電施設、地熱発電施設若しくは火力発電施設から排出される温水若しくは蒸気の有効な利用を行うための施設の整備又は運営に係る措置（当該措置のために行う温水又は蒸気の有効な利用に関する調査、試験研究の実施又は計画の策定に係る措置を含む。）をいう。以下同じ。）

六　公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置

七　企業導入・産業活性化措置（発電用施設等所在等市町村の住民が通常通勤することができる地域（当該市町村をその区域に含む都道府県の区域内のものに限る。以下「事業地域」という。）への企業の導入の促進のための事業、地域の産業の近代化及び活性化のための事業、地域の産業関連技術の振興のための事業、事業地域に立地する企業に対する設備（土地及び建物を含む。）の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付に係る事業その他これらに準ずる措置をいう。以下同じ。）

八　福祉対策措置（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備又は運営その他の住民の福祉の向上を図るための措置をいう。以下同じ。）

九　地域活性化措置（地域特有の産品等の開発及び普及その他地域の産業振興に資する事業、地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業、地域における福祉サービスを提供する事業、地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業、地域住民の生活利便性向上に資する事業並びに地域の人材育成に資する措置（前二号に掲げる措置に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）

十　給付金交付助成措置（原子力発電供用施設所在等市町村において一般電気事業者又は特定規模電気事業者から電気の供給を受けている者に対する給付金（以下「原子力立地給付金」という。）の交付（以下「原子力立地給付金交付事業」という。）を行う者（原子力発電供用施設の設置及び運転の円滑化に資する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人に限る。）に対し原子力発電供用施設所在等都道府県が行う原子力立地給付金交付事業に要する費用に充てるための補助金の交付に係る措置をいう。以下同じ。）

十一　給付金加算等措置（原子力立地給付金の加算又は発電用施設等所在等市町村において一般電気事業者又は特定規模電気事業者から電気の供給を受けている者に対する給付金の交付に係る措置をいう。以下同じ。）

2　事業ごとの対象経費（以下「交付対象経費」という。）は、以下のとおりとする。

一　事業費

(1)　工事費
(2)　用地費及び補償費
(3)　調査設計費
(4)　設備費
(5)　調査費、広報費及び研修費
(6)　維持運営費
(7)　事業運営費
(8)　附帯雑費
(9)　一般事務費